

SNS 上の誹謗中傷書き込みに関する最近の法改正

中京大学法務総合教育研究機構 教授

緒方 あゆみ

1 はじめに

歴史の話になるが、鎌倉時代、根拠なく他人を誹謗することを意味する「悪口（あっこう）」は、武士の間では喧嘩になることが多く「鬪殺之基」であるとして、御成敗式目第12条「悪口の咎の事」でこれを罪とした⁽¹⁾。現在、私たちの日常生活のコミュニケーションツールとして、携帯電話やメールのほか、SNS（Social Networking Service、Web サイト上の会員制交流サービス）等の情報通信技術（Information and Communication Technology; ICT）を用いたソーシャルメディア⁽²⁾が普及している。ソーシャルメディアの特徴として、情報の流れが発信者から受信者への一方向ではなく、双方向、さらには拡散することで多方向に広がっていくことがある。そのため、Twitter 等の広く情報発信を目的とするソーシャルメディアの利用にあたり、匿名性の気安さ⁽³⁾などから、他人を誹謗中傷したり差別・偏見を助長したりする表現や、デマやフェイクニュースなどの不確かな情報（偽情報）を内容とする投稿の拡散による権利侵害行為が深刻な社会問題となっている。

そこで、本稿は SNS 上での誹謗中傷行為に焦点を当て、日本における SNS の利用実態を概観した上で、被害に遭った場合の相談窓口、誹謗中傷行為に対する国および事業者側の取り組み、そして法的対応としての①侮辱罪（231条）の厳罰化を内容とする刑法の一部改正（2022年6月成立、2022年7月施行）と、②迅速かつ円滑な被害回復と被害者救済を図るため、発信者情報開示についての新たな裁判手続の創設を内容とする「プロバイダ責任制限法」（「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」）の一部改正（2021年4月成立、2022年10月施行）の内容等を紹介した上で若干の検討を行いたい⁽⁴⁾。

2 SNSの普及に伴うトラブルとその対応・取り組み

（1）総務省の調査

総務省「令和3年通信利用動向調査結果」⁽⁵⁾によると、2021年8月末の日本のスマートフォンの世帯保有割合は88.6%、個人保有割合は74.3%に達しており、個人のインターネットの利用端末はスマートフォン（68.5%）がパソコン（48.1%）を上回っている。また、個人のインターネットの利用状況は82.9%、SNSを利用する個人の割合は78.7%に達し、後者につき年齢層別にみると、13～49歳までは9割前後と非常に高く（13～19歳は90.7%、20～29歳は93.2%、30～39歳は89.5%、40～49歳は87.3%）、幅広い世代において SNS が身近で日常生活に欠かせない存在であることがわかる。

SNS等のソーシャルメディアの普及により、私たちは様々な情報を容易に入手できるようになったが、他方で、膨大な情報の中から正しい情報を取捨選択するスキル、すなわちICTリテラシー（情報通信技術を正しく適切に使いこなすための知識や能力）が求められている。また、SNS上では個人が他者と気軽にコミュニケーションを取り合えるというメリットがあるが、限られた文字情報だけでは表情や声の抑揚での言葉の補完ができないため、真意が伝わらず誤解を招きやすいというデメリットもある。そして、匿名で利用ができるゆえに表現が過激になりがちで、批判的コメントが集中する「炎上」等のトラブルが発生しやすく、誰もが情報の発信者となることができるために誹謗中傷などの投稿が他者のプライバシーや名誉を侵害してしまうおそれもある。

SNS上の誹謗中傷行為の特徴として、①匿名性（匿名で書き込みができ、加害者の特定が困難）、②加害の容易性（誰でも簡単に書き込むことができ、画像合成等も容易）、③被害の拡散性（いったん書き込みがなされると国内外から閲覧可能）、④被害回復の困難性（削除が追いつかない・できない情報は半永久的に残る）の4点がある。総務省「プラットフォームサービスに関する研究会」で検討された実態調査⁽⁶⁾によると、SNSユーザー（1,658人）の約半数（50.1%）が過去1年間に誹謗中傷等の他人を傷つけるような投稿を目撃したと回答した。目撃した際のサービスとしてはTwitterが半数を超えており（52.6%）、匿名掲示板（5ちゃんねる等、39.7%）、Yahoo!コメント（32.0%）、YouTube（28.2%）と続く。また、全体の1割弱（8.9%）が過去1年間に誹謗中傷に関する投稿による被害に遭っており、年代別では20代が最も多く（16.4%）、次いで15～19歳（10.9%）および30代（10.7%）とSNS利用状況の高い若い世代に多くの被害経験が見られた。既述の令和3年通信利用動向調査でも、インターネットを利用している13歳以上の者の約7割（71.9%）が利用時に何らかの不安を感じており、不安の具体的内容としては、個人情報に対する懸念（個人情報やインターネット利用履歴の漏洩）が90.1%と非常に高かった。

（2）相談窓口

SNSを含むインターネット上で誹謗中傷書き込みなどの被害に遭った場合、主な相談窓口として「違法・有害情報相談センター」⁽⁷⁾と「誹謗中傷ホットライン」⁽⁸⁾による苦情相談受付がある。

ア. 違法・有害情報相談センター

違法・有害情報相談センターは総務省の委託事業であり、ネット上に書き込まれた誹謗中傷、名誉毀損、プライバシー侵害等の違法・有害情報に対し適切な対応を促進する目的で、相談者に削除依頼の方法や発信者の特定方法についての助言や関連の情報提供等を行う相談窓口である。同センターの「令和3年度インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務報告書（概要版）」⁽⁹⁾によると、2021年度に同センターが受付・回答処理をした相談件数（WEBフォーム、メール、電話）は6,329件、相談者数は2,491名であり、2010年に事業が始まってから初めて6,000件を上回った。相談内容はプライバシー侵害が最も多く（3,964件、62.6%）、次いで名誉毀損・信用毀損（2,558件、40.4%）、ネットいじめ等のトラブル相談（731件、11.6%）、わいせつ・児童ポルノ・違法ドラッグ等の違法情報（667件、10.5%）と続く（複数回答）。相談がなされた場所はブログ・個人のHP（2,092件、33.1%）とSNS（1,194件、18.9%）で半数を超えており、事業者・サービス名で

は Twitter (797件、12.1%) が最も多く、次いで Google (検索、YouTube、map などの合計で697件、10.6%) であった。

イ. 誹謗中傷ホットライン (一般社団法人セーフターインターネット協会)

セーフターインターネット協会 (SIA) はインターネット企業有志で運営しており、誹謗中傷ホットラインは2020年6月から運用が開始されている。ホットラインに被害者本人 (児童・生徒の場合は保護者と学校関係者) から誹謗中傷情報に関する連絡がなされると、同協会が一定の基準に該当すると判断した「特定誹謗中傷情報」(特定の個人に対してもっぱら相手を傷つける目的で書かれた情報)⁽¹⁰⁾ について、コンテンツ提供事業者 (国内外の電子掲示板やウェブサイトの管理者等) に対し投稿の削除など各社の利用規約等に沿った対応を促す通知を行っている。新型コロナウイルス感染症罹患者やアスリートに対する誹謗中傷も対象としている。

同協会の活動報告⁽¹¹⁾によると、2021年中にホットラインで受理した連絡件数は2,859件、人数は1,516名で、半数近く (47.5%) が書き込んだ人に心当たりがあると回答した。2,859件のうち約3割の796件 (27.8%) が特定誹謗中傷情報に該当すると判断され、協会から対応を促す通知 (1,414URL) を行った結果、7割強 (1,046URL、74%) の削除が行われたとの結果がでており、迅速な被害回復と被害者の救済に大いに貢献しているといえよう。通知を送付したコンテンツ提供事業者の属性の半数弱が匿名掲示板 (45.8%) であり、次いで SNS (14.5%) であった。なお、非該当 (2,063件) と判断された理由で最も多いのが「ハンドルネーム等で実在の個人が特定できない」(587件、28.5%) であり、この場合は後述3の発信者情報開示請求の手続を行うことになる。

(3) 国の取り組み

総務省では、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」(2020年9月)⁽¹²⁾に基づき、インターネット、特に SNS ユーザーに対する情報モラルおよび ITC リテラシー向上のための啓発活動の取り組みの一環として、セーフターインターネット協会等と共同して「#NoHeartNoSNS (ハートがなけりゃ SNS じゃない!)」というスローガンの特設サイト⁽¹³⁾を開設して削除の依頼手順や相談窓口等の情報提供を行っている。また、同省の「プラットフォームサービスに関する研究会」が、誹謗中傷や偽情報 (デマ・フェイクニュース) を含むインターネット上の違法有害情報への対応およびユーザー情報の適切な取り扱いの確保に関する今後の具体的な方向性を示した「第二次とりまとめ」⁽¹⁴⁾を2022年8月25日に公表したところである。

その他、法務省 (法務局) の「人権相談」では、相談・助言のほか、被害者自らによる削除依頼が困難など個人による解決が難しい事案については、書きこまれた内容の違法性などを調査・審査した上で、プライバシーの侵害や名誉等を毀損しているなどの人権侵害に該当すると判断した場合に救済手続として法務局から SNS 事業者等に削除要請を行っている⁽¹⁵⁾。また、同省人権擁護局は、2021年4月から Google が提供する動画投稿サイトである YouTube に不適切な投稿の情報を提供する「公認報告者」として認定を受けている。そのため、今後は法務局からの削除要請は同社の優先的な審査対象となるため、ネット中傷対策の効果がより上がることが期待される⁽¹⁶⁾。

3 プロバイダ責任制限法の一部改正

(1) プロバイダ責任制限法による発信者情報開示請求

発信者情報開示請求は、匿名でインターネット上に違法・有害情報を書き込んだ者を特定するために行う手続である。プロバイダ責任制限法（「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」、2001年11月30日公布、2002年5月27日施行、2021年4月21日一部改正法成立⁽¹⁷⁾）は、WebサイトやSNS等の「特定電気通信」による情報流通によって権利を侵害された被害者による、加害者である発信者の情報開示請求権（改正法5条）、プロバイダ（アクセスプロバイダおよびコンテンツプロバイダ）やWebサイトのサーバー管理・運営者等（「特定電気通信役務提供者」）が送信防止措置として違法・有害情報を削除するなどした場合の発信者に対する損害賠償責任の制限（同3条）などについて規定している。なお、後述の開示対象となる発信者情報については総務省令に規定がなされている。発信者を特定することができれば、被害者が加害者に対し不法行為に基づく損害賠償請求をしたり、侮辱罪や名誉毀損罪で訴えたりすることができる。tweetなどの投稿は気軽に行うものであるが、それが相手を傷つけ権利を侵害する内容であれば、情報発信者に民事・刑事の両面で法的責任が問われる場合があるのである。

ア. 情報開示が認められた事例

世間で注目された最近の事案をいくつか紹介する。2019年9月に発生した小倉美咲さん（当時7歳）の行方不明事件を巡り、本人を中傷し母親を犯人視する虚偽の内容を書きこむなどして名誉を傷つけられたとして、母親が複数の投稿者のプロバイダや米ツイッター社を相手取って発信者情報の開示を求める訴訟を起こした。裁判所は、プロバイダおよび米 Twitter 社に対して投稿者の発信者情報を開示するよう命じ、プロバイダに対しては契約者情報の開示を、米 Twitter 社に対しては8件のアカウントについてメールアドレスや電話番号の開示を命じる判決を言い渡した⁽¹⁸⁾。また、2021年3月、北海道旭川市でいじめ被害を訴えていた中学2年（当時）の女子生徒が凍死した問題をめぐり、いじめの加害者であるかのような事実と異なる情報を Twitter 上で実名と顔写真付きで拡散され名誉を傷つけられたとして、同市に住む男子高校生が複数の投稿者の発信者情報の開示をプロバイダと米 Twitter 社に求めた裁判において、裁判所は男子高校生側の請求を認め、プロバイダに対しては発信者の名前、住所、メールアドレスおよび電話番号を、米 Twitter 社に対してはメールアドレスと電話番号を開示するよう命じる判決を言い渡した⁽¹⁹⁾。

イ. 従来制度

これまでは、発信者の特定にあたって、① SNS 事業者等（コンテンツプロバイダ）からの発信者の通信記録（IP アドレスやタイムスタンプの接続情報⁽²⁰⁾）の開示と、② 通信事業者等（アクセスプロバイダ）からの発信者の契約者情報の開示を求める2回の裁判手続が必要であった（図1左⁽²²⁾）。しかし、ログイン型サービス提供事業者（Twitter、Facebook、Instagram、Google など）は、ログイン後の個別の権利侵害情報投稿時の通信記録を保有していないことが多く、個人が発信者の特定をするためにログイン時の情報を開示請求しても、「ログイン時＝開示対象となる権利侵害情報投稿時」でないため請求になかなか応じなかった。そこで、弁護士に依頼して裁判所にコンテンツプロバイダに対する発信者情報開示仮処分の申立てをする必要があったが、相当な費用と時間がかかる

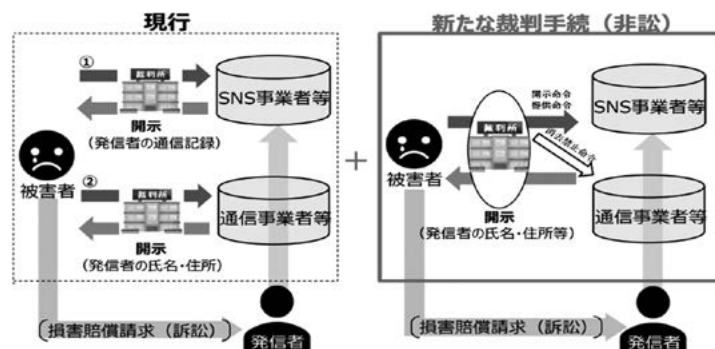
ためハードルが高かった⁽²³⁾。このような現状に対応するため、総務省は既述の「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」の公表のほか、プロバイダ責任制限法における発信者情報開示制度の改革を提言する有識者会議の最終とりまとめを2020年12月に公表して、プロバイダ責任制限法の一部改正（令和3年法律第27号、2021年4月28日公布、2022年10月1日施行）につながった⁽²⁴⁾。なお、一部改正法は施行5年後に施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとの見直し規定が設けられている（附則3条）。

（2）新制度

2022年10月から始まる新制度では、SNS上の権利侵害への被害者救済の実効性を高めるため、①開示命令（改正法8条）の申立てをした者は、その手続の中で②提供命令（同15条）と③消去禁止命令（同16条）の2つの発令を求めることができようになり、裁判所が職権で調査を行うことが認められる非訟事件となった（図1右）。②提供命令は、コンテンツプロバイダが保有する発信者情報から特定したアクセスプロバイダの名称等を申立人に提供する制度であり、③消去禁止命令は、開示命令事件の審理中にアクセスプロバイダが保有する発信者情報が消去されることを防ぐための命令のことである。情報開示は被害者の権利侵害が明らかで正当な理由が認められる場合に限られるが、開示請求の対象範囲が拡大され、発信者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、投稿時のIPアドレスとタイムスタンプ等に、SNS等へのログイン時のIPアドレスとタイムスタンプ等が追加された。すなわち、権利侵害を発生させる通信そのものではないログイン時の通信についても「侵害関連通信」として新たに開示対象となったのである（改正法5条）。新制度の運用により発信者特定までの手続が簡略化され、1回の裁判手続でコンテンツプロバイダおよびアクセスプロバイダ双方から情報が開示されるようになったことから、特定に要する時間の大幅な短縮がより迅速かつ円滑な被害者の権利回復を図ることにつながるであろう。

また、最近では、加害者が電子掲示板に投稿した記事により名誉権等が侵害されたとして、被害者が発信者情報開示請求を行い、その後、損害賠償請求を求めた裁判において、賠償金に加えて投稿者の特定にかかった費用（弁護士による調査費用として約90万円）が全額認められた裁判例⁽²⁵⁾がでており、時間や労力のほか金銭面でも被害者の負担が減ることが期待される。

（図1） 発信者情報開示についての新たな裁判手続



出典）総務省 HP（註22参照）

4 SNS上の誹謗中傷事案と事業者側の取り組み

SNS上の投稿は不特定多数の者が容易にアクセスすることができ、いわゆる「インフルエンサー」と呼ばれる社会的影響力のある人や世間の注目を集めやすい内容の情報は、多くのユーザーを介して瞬時に広く伝わっていく。しかし、書き込んだ内容が相手の受け止め方次第では大きく意味が変わってしまうこともある。何気なくつぶやいたツイートがバズって「プチ炎上」した被害者が、管理者側に利用規約違反の通報をして加害者側の投稿の削除を要請し認められたとしても、そして、管理者側の判断で加害者のユーザーアカウントが凍結されたとしても、いったん拡散された情報はネット上に漂い続けるため完全に消すことはできない。これが「デジタルタトゥー」の問題である。被害者が特定の加害者に対して情報の訂正や削除等を要求しそれが実現しても、その情報がすでに拡散されていれば他者に対して新たに一から同じ要求をする必要があり、時間・コスト・気力との戦いになる。

プロバイダ責任制限法の一部改正の動きとともに、事業者側もガイドライン等の改訂により対応している。以下に、SNSユーザーによる誹謗中傷目撃の機会および相談機関への問い合わせの場所として最も多いTwitterに関して、最近の世間の注目を集めたSNS上の誹謗中傷に関する投稿の「転載行為」(リツイート、RT)⁽²⁶⁾や「いいね」機能に法的判断が下された事案と事業者側の最近の取り組みを紹介する。

(1) リツイートによる誹謗中傷投稿の拡散

ア. 引用リツイート

Twitterは、投稿を目にした第三者が保存や情報共有目的で気軽に元ツイートを引用してリツイート(再投稿)することにより情報が拡散しやすく、受けとめた側の共感や反感からちょっとしたきっかけで炎上しやすいという特徴がある。投稿が広く紹介(拡散)されることによって多くのユーザーからの心無い批判の声が高まり、被害者のプライバシー侵害や社会的評価の低下などの被害が大きくなる。そして、被害者やその周囲(家族や学校・職場等)だけでなく、悪質なデマ情報の場合は無関係の第三者にまで影響が及ぶこともある。標的となった人たちは日々の生活が脅かされ、仕事などに支障が生じ、さらには誹謗中傷行為が続くことで心身を故障し、後述のように命を絶つことを選択した事案も実際に発生した。

引用リツイート行為が名誉毀損であるとして民事裁判に発展した事案として、東京地裁令和2年8月17日判決⁽²⁷⁾がある。本件は、広く報道された常磐自動車道で2019年8月に発生したあおり運転殴打事件をめぐり、事件と全く無関係な女性が加害者の車に同乗していた「ガラケー女」であるとのデマ情報に関する第三者の記事(元ツイート)に、現職(当時)の愛知県の市議が自身のFacebookに「同乗の女も見つけたようです」「早く逮捕されるよう拡散お願いします」等のコメントと被害女性の顔写真を付した記事を投稿した(引用リツイート)事案である。東京地裁は、「ある記事の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきものである(最判昭和29年7月20日民集10巻8号1059頁)。…。本件記事は、原告が本件事件の際に本件被疑者の運転する自動車に同乗し、携帯電話のカメラ機能を用いて本件

被疑者の暴行の様子等を撮影していた旨の事実を摘示すると通常理解されるものと認められ、これを覆すに足る証拠はない。したがって、本件記事は、原告の社会的評価を低下させるものと認められる」と判示して、元市議に対し、被害者が本件記事の投稿によって受けた精神的苦痛に対する慰謝料等としての請求110万円のうち33万円を認容した（確定）。本件被害者に関しては、同様のデマを被害者の実名と顔写真を表示しコメントを付して拡散したユーチューバー（登録者数約9.2万人）に対しても同額の賠償命令が下されている⁽²⁸⁾。本件デマの要因は、あおり運転の加害者がたまたま被害者のSNSをフォローしていたことや、サングラスをかけた被害者の容姿が同乗者に似ていたことなどであり、デマ拡散後は多い時で1日約280本の迷惑電話や1千件超の誹謗中傷メッセージが被害者のもとに届いたそうである⁽²⁹⁾。

イ. 単純リツイート

人の社会的評価を低下させる内容の表現を含む投稿（元ツイート）に何らのコメントをせずにリツイートをする行為（単純リツイート）についても、名誉毀損の成否が争われて世間の注目を集めた事案がある。事実の概要は、元大阪府知事の橋下徹氏が、知事時代の自身への批判的な記事（他の媒体で既に報道されていた、同人の生意気な口のきき方が間接的に府幹部職員を自殺に追い込んだという内容）についての第三者の投稿を、多くのフォロワー（18万人強）を有するテレビや雑誌で活動する著名なジャーナリストが1回だけ単純リツイート（その後削除）したことにより、橋下氏が知事という権力的立場を利用して他人を自殺に追い込むほどの強度のパワーハラスメント行為をする人物であるとの印象を世間に与え社会的評価を低下させたとして、ジャーナリストに対し不法行為に基づく損害賠償を求めたというものである。

第1審の大阪地裁は、「何らのコメントも付加せず元ツイートをそのまま引用するリツイートは、ツイッターを利用する一般の閲読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、…、前後のツイートの内容から投稿者が当該リツイートをした意図が読み取れる場合など、一般の閲読者をして投稿者が当該リツイートをした意図が理解できるような特段の事情の認められない限り、リツイートの投稿者が、自身のフォロワーに対し、当該元ツイートの内容に賛同する意思を示して行う表現行為と解するのが相当」であり、「被告は、本件投稿の行為主体として、その内容について責任を負うというべきである」と判示して橋下氏側の請求の一部（33万円）を認容した。これを不服としてジャーナリスト側が控訴した⁽³¹⁾。

第2審の大阪高裁は、「元ツイートの表現の意味内容が一般閲読者の普通の注意と読み方を基準として解釈すれば他人の社会的評価を低下させるものであると判断される場合、リツイート主がその投稿によって元ツイートの表現内容を自身のアカウントのフォロワーの閲読可能な状態に置くということを認識している限り、…、当該投稿を行った経緯、意図、目的、動機等のいかなを問わず、当該投稿について不法行為責任を負うものというべきである」と判示し、結論として原判決の判断を支持し本件控訴を棄却した。

その後の同種裁判例として、性暴力被害を訴えたジャーナリストの伊藤詩織氏が、事実と異なる内容のイラスト付きコメントなどを5回投稿した風刺漫画家（元ツイート主、その後アカウント凍結）および単純リツイートをした2人に対して投稿削除と謝罪広告を求めた事案につき、それぞれに

賠償命令（元ツイート主88万円、その他11万円ずつ）が下された東京地裁令和3年11月30日判決⁽³³⁾がある。

（2） いいね機能

「いいね」機能⁽³⁴⁾についても裁判で争われている。たとえば、東京地裁令和4年3月25日判決⁽³⁵⁾は、前述の伊藤氏が、当時約11万人のフォロワーを擁していた杉田水脈衆院議員が同氏を批判する投稿をし、第三者の書き込みにも「いいね」をつけるなどした行為につき、名誉を傷つけられたとして損害賠償を求めた事案である。東京地裁は、「『いいね』は、好意的・肯定的な感情を示すものとして用いられることが多く、これを目にする者もそのようなものとして受け止めることが多いものではあるが、…ブックマークや備忘といった好意的・肯定的な感情を示す以外の目的で用いられることもある上、…、非常に抽象的、多義的な表現行為にとどまるものである」と指摘した上で、「『いいね』を押す行為は、原則として、社会通念上許される限度を超える違法な行為と評価することはできないというべきであって、これが違法と評価される余地が生ずるのは、これによって示される好意的・肯定的な感情の対象及び程度を特定することができ、当該行為それ自体が特定の者に対する侮辱行為と評価することができるとか、当該行為が特定の者に対する加害の意図をもって執拗に繰り返されるといった特段の事情がある場合に限られるというべきである」と判示して、原告の請求を棄却した⁽³⁶⁾。

（3） 検討

橋下氏および伊藤氏の事案の第1審は、単純リツイートを「元ツイートの内容に賛同する旨を示す表現行為」であるとして、単純リツイートをした者の責任主体性を認めた。そのため、単純ツイートを賛同する意図ではなかったとしても、ユーザー自身による発信（発言・意見）と同じように扱われ名誉毀損行為として民事上の責任を問われる可能性があるとして、TwitterをはじめとするSNSユーザーの注目を集め、同時に不安と戸惑いをもたらした⁽³⁷⁾。

主として投稿に好意や肯定の感情を示すために用いられ拡散性が低いとされる「いいね」ではなく、拡散性の高い「リツイート」行為、特に多くのフォロワーを抱える社会的影響力のあるユーザーが自己のフォロワーの閲読可能な状態に置く行為は拡散力や信用力が大きい。そのため、いったん炎上すれば元ツイートの情報を知らなかった人にまで瞬時に大量に情報が拡散されてしまうので、より被害者の社会的評価の低下を招いたと裁判所に判断される可能性が高いと考えられる。また、引用リツイートのように意見を書けるものではない「いいね」をつける行為についても、裁判所は前述の伊藤氏の事案において違法と評価される余地が生ずる場合の例を示している。

デマや根拠のない憶測に基づく投稿は、歪んだ正義感や憂さ晴らしなどから起きているとされるが、リツイートする側も自分が直接投稿したわけではないので、安易に元ツイートの内容の真偽を確認しないまま拡散行為をしてしまいがちである。また、現在はTwitterに「いいね」の使い方の一つであったブックマーク機能が新たに搭載されていることから⁽³⁸⁾、SNSユーザーの節度ある表現行為が求められる。

(4) 外国に本社がある事業者の法人登記について

これまでは、日本に住む者が外国に運営母体を置くコンテンツ提供事業者を相手取り、誹謗中傷投稿をした者を特定するために発信者情報開示請求や損害賠償請求等の裁判手続を行う場合、また、刑事事件として捜査機関から照会する場合であっても、その手続は煩雑で時間がかかるため断念せざるを得ないことが多かった。なぜならば、日本に現地法人を置き国内に事業実態があっても、法人登記を怠っていると実際にサービスを提供している国外にある事業者の本社に対し、登記簿謄本（代表者の資格を証する書面）を外国から取得して裁判所に提出する必要があり、裁判手続開始にあたり書類を外国語に翻訳して送達する必要があったからである。

しかし、外国会社（外国の法令に準拠して設立された法人、会社法2条2号）が日本で継続的に取引をしようとする場合、日本における代表者を定めてその住所を登記することが義務づけられている（同法817条1項）。そこで2022年3月、法務省と総務省は連名で電気通信事業者としての届出がありながら登記をしていないとして、同年7月22日までの期限を設けてTwitter社など海外IT大手48社に対し登記の検討を要請した。その結果、報道によると、期限までに13社が、同年9月1日時点で延べ27社が法人登記を完了し、2社が登記を申請中とのことである。なお、アメリカに本社を置くGoogle、Microsoft、Meta（旧Facebook）およびTwitter社は登記を完了している。法務省は、休廃業した9社を除く登記申請の意思を示さなかった14社に対し、会社法違反（976条1号）で行政罰である過料（100万円以下）を科すべきとの通知を東京地裁に行った。⁽³⁹⁾ 外国会社の法人登記の促進によって今後は国内で手続を完結できるようになること、また、改正プロバイダ責任制限法の施行により新しい裁判手続が始まるので、より被害者の負担軽減とトラブルの円滑な解決につながることを期待される。

(5) 違法・有害情報の流通に対する事業者の取り組み

既述の「第二次とりまとめ」（総務省）が示すように、誹謗中傷や偽情報といった違法・有害情報の流通に対しては、コンテンツ提供事業者が情報流通の適正化とユーザーの表現の自由の確保について一定の責任を果たすことが求められる。そのため、サービスの提供により情報流通について公共的役割を果たしている事業者の責任として、ユーザーとユーザー以外の者からの、すなわち、ユーザー保護と違法・有害情報への対応（自主的な削除などの取り組みなど）について、さらなる透明化とアカウントビリティ（説明責任）の確保が重要である。⁽⁴⁰⁾

透明性の確保に関する事業者の取り組みの一つとして、「透明性レポート」がある。たとえば、Twitter透明性センターは2012年7月から年2回報告書を発行しており、世界各地から寄せられる法的請求や同社のルールに基づく強制的対応等の傾向と分析を公表している。⁽⁴¹⁾ 日本について見てみると、2021年下半期の政府機関からの投稿削除を求める法的要請は44か国から総数47,572件寄せられているが、最も請求数が多かったのは日本であり全体の半数（23,555件、49.5%）を占めていた。ただし、そのほとんど（96%）が金融犯罪、薬物犯罪および売春防止法違反に関するものである。また、同期間の政府機関（行政機関）からの情報開示請求総数11,460件のうち、日本は第3位（2,003件、17.5%、特定されたアカウントは2,316⁽⁴²⁾）で、上位5か国（アメリカ、インド、日本、フランス、

ドイツ)で全体の約8割を占めていた。なお、同期間の民事・刑事裁判に関連する非政府機関(弁護士等)からの情報開示請求総数は426件であり、最も多いのが日本(224件、52.6%、特定されたアカウントは598)で全体の半数を超えていた。日本の非政府機関からの請求件数が多い背景として、Twitter社は同社のブログで専門家による解説を掲載しており、後述の木村花さんの事件以降、開示請求という手段が広く知られた可能性があること、また、コンプライアンス率(請求対象となったアカウント情報の少なくとも一部を提示した情報開示請求の割合)が日本(68%)は全世界(46.9%)に比べてはるかに高い水準となっていることから、正当な理由が認められるとして同社が適切に対応していると分析している⁽⁴³⁾。

5 侮辱罪の厳罰化

(1) 侮辱罪と名誉毀損罪の違い

刑法の名誉毀損罪(230条)は、不特定多数の者が直接に認識できる状態で〔公然と〕、人(法人も含む)⁽⁴⁴⁾に対する社会的評価〔名誉〕を害するに足りる事実を摘示することにより、その人の社会的評価を害するおそれのある状態を生じさせた〔毀損した〕場合に成立する。他方、侮辱罪(231条)にいう「侮辱」とは、他人に対する軽蔑の表示、すなわち他人の人格を蔑視する価値判断を表示することであり、言語・図画・動作等、方法のいかんは問わない。侮辱罪は名誉毀損罪と異なり、具体的な事実の摘示がなくても公然と(SNS上の場合、不特定または多数の者が閲覧しうる状態)⁽⁴⁵⁾で人を侮辱すれば成立し、被害者が侮辱行為のときにその場所に現在することを必要としない⁽⁴⁵⁾。ただし、両罪は親告罪であり被害者の告訴が必要である(232条)。

(2) 侮辱罪の法定刑

侮辱罪の適用に関する問題として法定刑の軽さがある。何らかの具体的な事実の摘示がない方がある場合に比べて名誉に対する危険性の程度が低く当罰性が小さいと解されていることから、名誉毀損罪の法定刑が「3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金」であるのに対し、侮辱罪は「(1日以上30日未満の)拘留又は(1,000円以上1万円未満の)科料」と刑法に規定されている罪の中で最も軽いものであった。たとえば、侮辱罪の厳罰化の議論を加速させるきっかけとなった、Netflixで配信され海外でも高い人気を得ていた民放リアリティ番組「テラスハウス」に2019年9月から出演した女子プロレスラー木村花さん(当時22歳)は、番組内での言動について視聴者等から連日のように何百件もの誹謗中傷のツイートが送りつけられた結果、そのことを苦にして2021年5月に自ら命を絶った。木村さんのTwitterアカウントに匿名で「生きてる価値あるのかね」「いつ死ぬの?」などと8回にわたって書き込んだ30代男性、「死ねや、くそが」などと4回にわたって書き込んだ20代男性の2名に対し、東京簡裁はそれぞれ科料9千円の略式命令を出し即日納付された⁽⁴⁶⁾。このことが報じられると、人を死に追いやった結果に対する処罰の軽さを指摘する声が高まり議論が巻き起こった。

（３）侮辱罪の厳罰化

そこで、国はSNSを含むインターネット上の誹謗中傷対策を強化し、悪質な侮辱行為に対して厳正に対処するため法定刑の見直し作業を行った。そして、近年の侮辱罪の実情などに鑑み、事実の摘示を伴うか否かによって大きな法定刑の差を設けておくことはもはや相当ではないとして、刑法の一部改正法（令和４年法律第67号）が2022年6月13日に成立し、同年7月7日に施行されたところである。改正後の侮辱罪の規定は、「事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する」となり、「1年以下の懲役・禁錮⁽⁴⁸⁾又は30万円以下の罰金」を追加する形で法定刑の上限が引き上げられた。また、公訴時効期間が1年から3年に延長されたことにより（刑事訴訟法250条2項6号）、投稿者特定にかけられる期間が長くなり警察も捜査に費やす時間を確保できるので、今後は立件化のハードルが低くなるであろう。また、これまでは誹謗中傷投稿をした人物特定に要する時間とお金がかかるために泣き寝入りせざるを得なかった被害者は、情報の発信者だけでなくコンテンツ提供事業者を相手取って訴えを起こすことができる可能性が高まったことで、さらなる被害回復や被害者の救済につながるであろう。なお、施行3年後に、侮辱罪の厳罰化がネット上の誹謗中傷に適切に対処できているか、表現の自由などの不当な制約になっていないか等について検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じることが附則に盛り込まれている⁽⁴⁹⁾。

6 おわりに

正当な批判や公正な論評は正当な言論活動であり、そのような表現行為がたとえ相手の社会的評価〔名誉〕を低下させるようなものであっても、正当行為（刑法35条）として違法性が阻却され処罰されることはない。また、言論・表現の自由および通信の秘密は憲法21条において保障されている。しかし、誹謗中傷は正当な批判や意見とは性質が全く異なるものである。侮辱罪の厳罰化や発信者情報開示にかかる期間短縮が図られたことにより、SNS上の誹謗中傷被害の予防・抑止効果が期待される一方、申立てのハードルが下がった情報開示請求を恐れて正当な批判や意見表明が自由にできなくなり、言論や表現の自由が過度に制約されるのではないかと懸念する声も多く聞かれる。この点は法制審議会⁽⁵⁰⁾での検討時点から既に指摘・検討がなされており、捜査機関に対しても適切な運用を求める通達が出されているところであるが、侮辱罪の法定刑の上限引き上げから3年後の検証結果および講じられる措置の内容を注視する必要がある。

私たちにとって、SNSを含むインターネットは日常生活に欠かせない情報流通の社会基盤であり、素早く簡単に多くの情報が得られるという恩恵を享受している。しかし、その情報は玉石混合であり、情報源が示されていたとしても信頼できない情報（デマ・フェイクニュース）の可能性もある。ユーザーにおいても、ITCリテラシーをきちんと身につけ、ネットの特性と誤った使い方が引き起こす重大な結果をよく理解した上で、利用規約等のルールやマナーを守りながら利用することが求められる。そのことが、ネット上での被害者にも加害者にもならないことにつながるであろう。

- (1) JapanKnowledge（世界大百科事典および国史大辞典）の「悪口」の説明によると、重きは流罪、軽きは召籠（めしこめ、今でいう拘留等の自由刑）が科された。
- (2) ソーシャルメディアとは、インターネットの技術を利用し、個人が情報を発信することで形成されるさまざまな情報交流サービスの総称である。
- (3) Twitter とは2006年から運用が開始された短文投稿ツールであり、インターネットを利用してツイート（tweet）と呼ばれる全角140文字（日本語の場合）以内のミニブログ（つぶやき）を投稿する情報ネットワークのことである。
- (4) 誹謗中傷書き込みに関する相談機関や方法等の詳細は、拙稿「インターネット上の誹謗中傷書き込みに対する対応」CHUKYO LAWYER 30号（2019年）3頁以下を参照願いたい。
- (5) 詳細は右記から参照できる。https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin02_02000158.html（2022年5月27日公表、最終閲覧日2022年8月25日）
- (6) 「インターネット上の誹謗中傷情報の流通実態に関するアンケート調査結果（三菱総合研究所）」（2022年5月12日、第36回研究会配布資料）。詳細は右記から参照できる。https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/platform_service/index.html（最終閲覧日2022年8月25日）
- (7) 違法・有害情報相談センター <https://ihaho.jp/>（最終閲覧日2022年9月6日）
- (8) 一般社団法人セーフインターネット協会 <https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>（最終閲覧日2022年9月6日）
- (9) 報告書は右記から参照できる。https://www.soumu.go.jp/main_content/000814644.pdf（最終閲覧日2022年9月6日）。ただし、同センターでは個別の相談が権利侵害にあたるか否かの判断を行っていないことに注意が必要である。
- (10) 同協会の「誹謗中傷ホットライン運用ガイドライン〔第3版〕」（2021年2月26日改訂版）によると、①個人が特定可能であること、②公共性がないことが明らかである又は公益目的の表現でないことが明らかであること、③特定個人の社会的評価が低下させられるものであるか、社会生活上許される限度を超えた侮辱的表現を内容とする場合に、特定誹謗中傷情報に該当すると判断される。
- (11) SIA「誹謗中傷ホットライン活動報告（2021年1月1日～2021年12月31日）」（2022年2月10日公開）。詳細は右記から参照できる。<https://www.saferinternet.or.jp/info/24182/>（最終閲覧日2022年9月6日）
- (12) 詳細は右記から参照できる。https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/information_disclosure/02kiban18_02000105.html（最終閲覧日2022年9月6日）
- (13) 特設サイト <https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>（最終閲覧日2022年9月6日）
- (14) プラットフォームサービスに関する研究会による「第二次とりまとめ」の詳細は下記から参照できる。https://www.soumu.go.jp/main_content/000831345.pdf（最終閲覧日2022年9月6日）
- (15) 法務省「人権相談」https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html（最終閲覧日2022年9月6日）。相談の流れについては、拙稿・前掲註（4）5-6頁。
- (16) 法務省「YouTube 公認報告者プログラムへの参加について」（2021年4月30日）。https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00084.html（最終閲覧日2022年9月6日）。
- (17) 同法に関する情報として、総務省「インターネット上の違法・有害情報に対する対応（プロバイダ責任制限法）」https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html（最終閲覧日2022年9月6日）
- (18) 「投稿者情報 開示命令 山梨女児不明 ブログで母親中傷 大阪地裁」読売新聞2021年8月3日朝刊27頁、「投稿者情報 開示命じる」読売新聞2022年3月26日朝刊33頁。その他、母親をブログ上で中傷した男性に対し、東京高判令和4年7月5日（公刊物未登載）は「ネット上の情報は容易に拡散され、社会的評価を低下させる危険性は高い」として、投稿者に名誉毀損罪で懲役1年6月執行猶予4年の判決を言い渡した。「不明女児中傷被告の控訴棄却 東京高裁」読売新聞2022年7月6日

朝刊27頁。

- (19) 「【速報】『関与の証拠ない』“いじめで旭川中2凍死”めぐり SNS で誹謗中傷 男子高校生の訴え認め発信者情報開示命じる 広島地裁」中国放送 (RCC) 2022年4月25日13時11分配信記事、「中2女子凍死、高校生を実名で加害者扱い『地獄に落ちな』…投稿者の情報開示命令」読売新聞オンライン2022年3月1日10時13分配信記事。
- (20) IPアドレスとは、インターネットに接続した個々のコンピューターに割り振られる識別のための個別の数字列のことであり、データを送受信する際の発信元と宛先の特定に用いられる。
- (21) タイムスタンプとは、ある時刻にその電子データが存在していたこと、それ以降改ざんされていないことを証明する技術のことであり、タイムスタンプから侵害情報が送信された年月日と時刻が判明する。
- (22) 総務省「プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律（概要）」より抜粋。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000777232.pdf（最終閲覧日2022年8月29日）
- (23) 従来制度については、拙稿・前掲註（4）6-8頁。なお、一部改正法施行後も従来制度は併存している（改正法5条）。
- (24) 総務省「発信者情報開示の在り方に関する研究会」の最終とりまとめの詳細は、下記から参照できる。 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/information_disclosure/01kiban18_01000107.html（最終閲覧日2022年9月12日）
- (25) 東京高判令和3年5月26日 Lex/DB 文献番号25590327。本件を担当した弁護士による説明として、「ネット中傷、投稿主の『特定費用』が全額認められる逆転判決『費用倒れ』の現実に一石」弁護士ドットコムニュース2021年6月2日10時16分配信記事。
- (26) リツイートとは、すでになされた他者の投稿を自分のタイムラインにそのまま再投稿する機能のことである。リツイートボタン（↻）を押すことで自分のフォロワーに当該投稿を共有することができる。
- (27) 判タ1480号246頁。
- (28) 東京地判令和3年11月16日 Lex/DB 文献番号25602423。なお、本件の判決文によると、元市議の Facebook 記事に反応した者の数は104、シェア（投稿記事の拡散機能で Twitter の引用リツイート機能に近い）数は8件であったのに対し、本件動画（現在は非公開、コメント部分は約6秒間）の視聴回数は約3万回、コメント数は4,288件であった。ただし、本件の場合、動画投稿の翌日に同乗者の女性の逮捕事実が身元とともに広く報道されたことなどの事情が考慮された。
- (29) 「『ガラケー女』とデマ拡散 ユーチューバーの男を提訴」朝日新聞デジタル2021年2月16日5時00分配信記事。
- (30) 大阪地判令和1年9月12日判タ1471号121頁。
- (31) ジャーナリスト側は、橋下氏による提訴が「スラップ」（恫喝・嫌がらせ訴訟）であるとして訴権の濫用にあたりと反訴したが、1審・2審ともに本訴請求を一部認容したことから、被告の主張するスラップの前提を欠くとしてこれを退けた。SLAPP（Strategic Lawsuit against Public Participation、市民参加に対する戦略的訴訟）はアメリカで生まれた概念であり、個人・市民団体・ジャーナリストによる批判や反対運動を封じ込めるために企業・政府・自治体が起こす民事訴訟のことである。アメリカの一部の州などでは、憲法が保障する言論の自由を反するとしてスラップ訴訟を禁じる法規制が進んでいる。日本においても2000年頃からスラップ訴訟と考えられる事案が発生しており、救済制度や立法を求める声が高まっている。この点に関して、法学セミナー780号（2020年）8頁以下に「スラップ訴訟の形態と対策」特集が組まれている。
- (32) 大阪高判令和2年6月23日判タ1495号127頁。評釈として、石尾智久「ツイッター上の単純リツイートによる投稿によって名誉毀損が成立するとした事案（判例研究）」現代消費者法54号（2022年）91頁。

- (33) Lex/DB 文献番号25601688。元ツイート主のアカウントは凍結されており、謝罪広告については原告の請求は認められなかった。
- (34) 「いいね」(♡)は投稿者への好意的な気持ちを示すものであり、当該ツイートの下にある「♡」の人数が増えることでより多くの人の目に留まるようになる。
- (35) Lex/DB 文献番号25592821。
- (36) 報道によると、その後、伊藤氏側が控訴したようである。「中傷 リツイートも賠償 いいねは『違法と言えず』」読売新聞2022年5月24日夕刊9頁。
- (37) なお、2020年10月からTwitterのリツイートの仕様が変更され、リツイートボタンを押すとコメントを追加する形での「引用リツイート」がデフォルトの仕様になっているようである。しかし、何も入力しないで同ボタンを押せば「単純リツイート」は可能である。
- (38) 2019年7月から(テスト運用は2018年2月から)Twitterにブックマーク機能が搭載されている。なお、杉田氏が第三者の投稿に「いいね」をつけたのは2018年6月だった。
- (39) 「米グーグルとマイクロソフトが法人登記、法務省要請に応じる...ツイッターやメタは未登記」読売新聞オンライン2022年7月25日21時13分配信記事、「米ツイッターも登記 新たに未登記7社に過料通知」産経新聞9月1日19時6分配信記事。
- (40) プラットフォームサービスに関する研究会・前掲註(14)92頁以下。さらに、同とりまとめでは、事業者による取り組みに関する透明性・アカウントビリティの確保方策に関する行動規範の策定・遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について速やかに具体化することが必要であるとしている。同186頁以下。
- (41) 最新の情報は2021年下半年分で2022年7月28日に報告書が公表された。Twitter 透明性センター「報告書の概要」<https://transparency.twitter.com/ja/reports.html>(最終閲覧日2022年9月12日)
- (42) 2,003件のうち捜査機関等からの緊急要請は394件であり、アメリカの571件に次いで世界で2番目に多かった。なお、Twitter社が緊急要請に応じて投稿者のアカウント情報を開示するのは、「捜査機関等から人命が脅かされるか重傷を負う切迫した危険性があると確認するだけの十分な情報が提供され、かつTwitter社がこうした危険性の回避または軽減にとって重要な情報を有する場合」に限定される。
- (43) Twitter Japan「国際大・山口真一先生が解説『Twitter 透明性レポート』の読み解き方」(2022年8月10日投稿)https://blog.twitter.com/ja_jp/topics/company/2022/transparency-20-analysis(最終閲覧日2022年9月12日)
- (44) 侮辱罪の保護法益を「社会的名誉」(通説・判例)ではなく、本人が有する自己に対する価値・意識感情としての「名誉感情」(主観的名誉)と解する立場からは、「人」の範囲は行為者以外の自然人(本人)のみとなる。たとえば、丸山雅夫「名誉侵害罪としての侮辱罪」南山法学41巻2号(2018年)73-76頁は、保護法益を「人格の尊厳」と解し「人を人として扱わない(尊重しない)態度」が侮辱であるとする。
- (45) 大谷實『刑法講義各論〔新版第5版〕』(成文堂、2019年)187頁、前田雅英他編『条解刑法〔第4版〕』(弘文堂、2020年)708-709頁。ただし、ダイレクトメッセージ(DM)等の直接的なやりとりは「公然」とは言えないので対象外であり、発信者情報開示の請求対象にもならない。
- (46) 「木村花さんをツイッターで中傷 侮辱罪で男に略式命令」朝日新聞デジタル2021年4月6日19時01分配信記事、「木村花さん 中傷 侮辱罪で20代男を略式起訴」産経新聞2021年3月30日19時35分配信記事、「『テラスハウス』木村さんを中傷の男性、侮辱罪で科料9千円」BBC NEWS JAPAN2021年3月31日配信記事。なお、本件で書類送検が2名にとどまったのは公訴時効との関係である。
- (47) 法務省「侮辱罪の法定刑の引き上げ Q & A」(2022年6月)https://www.moj.go.jp/keijil/keijil2_00194.html(最終閲覧日2022年9月12日)
- (48) 懲役と禁錮は、侮辱罪の法定刑の引き上げと同じ2022年6月17日公布の刑法一部改正法により、

公布から3年を超えない時期に「拘禁刑」に一本化されることになっている。

- (49) 侮辱罪の法定刑引き上げによる対応のみではなく、単に人の名誉を害するにとどまらず、被害者の私生活の平穏を侵害し精神的被害を引き起こす性質を有する「オンラインハラスメント」の特性に応じた新たな刑法的規制（処罰規定の導入）を行う方が望ましいとする見解として、深町晋也「オンラインハラスメントの刑法的規律—侮辱罪の改正動向を踏まえて」法学セミナー803号（2021年）18-19頁。その他、日弁連は「侮辱罪の法定刑の引上げに関する意見書」（2022年3月17日公表）の中で、プロバイダ責任制限法を改正して発信者情報開示の要件を緩和し、損害賠償額を適正化するなど民事上の救済手段の一層の充実を図るべきであるとする。本意見書の全文は下記から参照できる。<https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2022/220317.html>（最終閲覧日2022年9月23日）
- (50) 法制審議会での議論の内容については、法務省「法制審議会—刑事法（侮辱罪の法定刑関係）部会」https://www.moj.go.jp/shingil/housei02_003010（最終閲覧日2022年9月12日）

